

令和2年度第2回名張市国民健康保険運営協議会事項書

と き：令和3年2月18日（木）午後3時～

ところ：名張市役所 庁議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) 令和2年度名張市国民健康保険特別会計決算見込みについて

資料No.1

(2) 令和3年度名張市国民健康保険特別会計予算（案）及び事業計画（案）について

資料No.2

資料No.3

(3) その他

4. 閉 会

名張市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和3年1月

※ 被保険者を代表する委員

氏名	当初就任年月	任期満了年月
田畑純也	平成19年4月	令和4年3月
松下英子	平成23年4月	令和4年3月
男山佳子	平成23年4月	令和4年3月
福永圭志	平成31年4月	令和4年3月
福持幸郎	平成31年4月	令和4年3月

※ 保険医を代表する委員(名賀医師会・伊賀歯科医師会)

氏名	当初就任年月	任期満了年月
久保将彦	平成15年4月	令和4年3月
松村典彦	平成29年4月	令和4年3月
上坂太祐	平成31年4月	令和4年3月
新谷継郎	平成13年4月	令和4年3月
武田良一	平成17年4月	令和4年3月

※ 公益を代表する委員(地域づくり代表者会議・更生保護女性会・民生委員児童委員協議会連合会・食生活改善推進協議会・スポーツ推進協議会)

氏名	当初就任年月	任期満了年月
和田四十八	令和2年4月	令和4年3月
森本高子	平成25年4月	令和4年3月
名倉豊	令和元年12月	令和4年3月
橘恭伸	令和2年4月	令和4年3月
橘久美子	平成25年4月	令和4年3月

※ 被用者保険を代表する委員(健康保険組合・全国健康保険協会・共済組合)

氏名	当初就任年月	任期満了年月
井ノ口晋	令和2年7月	令和4年3月
新屋泰博	令和2年2月	令和4年3月
田中達也	平成30年4月	令和4年3月

令和2年度 名張市国民健康保険特別会計 決算見込

1. 国民健康保険被保険者数等の推移(年報数値)

	平成30年度	令和元年度	対前年度比	令和2年度	対前年度比
一般 (人)	17,287	16,875	97.6%	16,401	97.2%
退職 (人)	127	21	16.5%	0	0.0%
合計 (人)	17,414	16,896	97.0%	16,401	97.1%
うち介護2号 (人)	4,703	4,475	95.2%	4,242	94.8%
世帯数 (世帯)	10,918	10,710	98.1%	10,607	99.0%
市人口 3/31(人)	78,553	77,898	99.2%	77,563	99.6%
国保加入率 (%)	22.2%	21.7%	—	21.1%	—
市世帯数 3/31(世帯)	34,179	34,406	100.7%	34,514	100.3%
世帯加入率 (%)	31.9%	31.1%	—	30.7%	—

※ 令和2年度は令和2年12月31日現在

2. 決算状況

《歳入》

(3月補正後予算)(単位:千円)

科目	平成30年度	令和元年度	対前年度比	令和2年度	対前年度比
国民健康保険税	1,499,643	1,455,632	97.1%	1,589,430	109.2%
分担金及び負担金	5,289	6,022	113.9%	7,000	116.2%
使用料及び手数料	773	848	109.7%	600	70.8%
国庫支出金	0	632	#DIV/0!	17,942	2838.9%
県支出金	5,846,755	6,043,558	103.4%	6,332,419	104.8%
繰入金	618,061	740,022	119.7%	573,388	77.5%
繰越金	164,051	11,392	6.9%	38,790	340.5%
諸収入	37,577	24,950	66.4%	7,851	31.5%
合計	8,172,149	8,283,056	101.4%	8,567,420	103.4%

《歳出》

(3月補正後予算)(単位:千円)

科目	平成30年度	令和元年度	対前年度比	令和2年度	対前年度比
総務費	130,258	130,268	100.0%	149,454	114.7%
保険給付費	5,709,902	5,875,570	102.9%	6,110,587	104.0%
共同事業拠出金	1	1	100.0%	10	1000.0%
国保事業費納付金	1,960,661	2,087,993	—	1,972,840	94.5%
保健事業費	104,593	109,252	104.5%	131,090	120.0%
諸支出金	255,341	41,182	16.1%	193,439	469.7%
予備費	—	—	—	10,000	—
合計	8,160,756	8,244,266	101.0%	8,567,420	103.9%

歳入一歳出	11,393	38,790	340.5%	0	—
単年度収支	△152,657	27,397	—	—	—

令和3年度 名張市国民健康保険特別会計 予算(案)

当初予算の状況

《歳 入》

(単位:千円)

科目	年度	令和2年度		令和3年度		
	令和元年度	予算額	対前年度比	予算額	対前年度増減	対前年度比
国民健康保険税	1,506,000	1,712,430	113.7%	1,549,430	△ 163,000	90.5%
分担金及び負担金	7,000	7,000	100.0%	7,000	0	100.0%
使用料及び手数料	600	600	100.0%	600	0	100.0%
国庫支出金	-	11,990	-	0	△ 11,990	-
県支出金	5,994,657	6,121,457	102.1%	6,327,396	205,939	103.4%
繰入金	651,748	520,728	79.9%	574,538	53,810	110.3%
繰越金	150,000	1,000	0.7%	30,000	29,000	3000.0%
諸収入	13,895	12,395	89.2%	13,836	1,441	111.6%
合計	8,323,900	8,387,600	100.8%	8,502,800	115,200	101.4%

《歳 出》

(単位:千円)

科目	年度	令和2年度		令和3年度		
	令和元年度	予算額	対前年度比	予算額	増減	対前年度比
総務費	131,713	142,698	108.3%	174,939	32,241	122.6%
保険給付費	5,832,170	5,971,120	102.4%	6,147,390	176,270	103.0%
国保事業費納付金	2,088,436	1,995,638	95.6%	1,995,638	0	100.0%
共同事業拠出金	10	10	100.0%	10	0	100.0%
保健事業費	124,571	131,134	105.3%	134,323	3,189	102.4%
諸支出金	137,000	137,000	100.0%	40,500	△ 96,500	29.6%
予備費	10,000	10,000	100.0%	10,000	0	100.0%
合計	8,323,900	8,387,600	100.8%	8,502,800	115,200	101.4%

令和3年度 名張市国民健康保険特別会計当初予算(案) 前年度対比

《歳入》

(単位:千円)

科 目	2年度	3年度	増 減	摘 要
国民健康保険税	1,712,430	1,549,430	△ 163,000	調定額の減
分担金及び負担金	7,000	7,000	0	特定健診自己負担金
使用料及び手数料	600	600	0	督促手数料
国庫支出金	11,990	0	△ 11,990	制度改正に伴うシステム改修費補助減
県 支 出 金	6,121,457	6,327,396	205,939	普通交付金 6,105,380 特別交付金 222,016 [保険者努力支援分 36,300 特別調整交付金 53,700 県繰入金 107,000 特定健診等負担金 25,016]
繰 入 金	520,728	574,538	53,810	保険基盤安定繰入金
繰 越 金	1,000	30,000	29,000	前年度からの繰越金
諸 収 入	12,395	13,836	1,441	延滞金、返納金、第三者納付金等
合 計	8,387,600	8,502,800	115,200	

《歳出》

(単位:千円)

科 目	2年度	3年度	増 減	摘 要
総 務 費	142,698	174,939	32,241	制度改正に伴うシステム改修費委託料増
保険給付費	5,971,120	6,147,390	176,270	一般被保険者 177,990増 退職被保険者 1,720減
国保事業費納付金	1,995,638	1,995,638	0	
共同事業拠出金	10	10	0	
保健事業費	131,134	134,323	3,189	特定健診・プラス受診委託料等
諸 支 出 金	137,000	40,500	△ 96,500	一般会計への繰出金(事業費精査による国費償還、一般退職被保険者税還付)等
予 備 費	10,000	10,000	0	
合 計	8,387,600	8,502,800	115,200	

令和3年度 事業計画（案）

1. 特定健康診査・特定保健指導

名張市特定健康診査等実施計画に基づき、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となる生活習慣を改善するための保健指導を行い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を減少させることにより、糖尿病等の生活習慣病予防につなげることが目的の「特定健康診査」及び「特定保健指導」を行う。

【特定健康診査】

- ◇対象者 40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者
- ◇実施期間 令和3年度については調整中
令和2年度は7月～11月 個別健診実施、がん検診と同時実施
別途、特定健診がん検診のセット健診、地区集団健診を実施
- ◇受診方法 名張市から送付した受診券により、三重県内の指定医療機関又は集団健診で受診
- ◇検査内容 三重県医師会と代表保険者による委託契約に基づく健診項目
- ◇周知方法 国保だより、市広報、市ホームページ、ラジオ等により啓発、地域づくり組織と連携して受診率向上の啓発に努める
- ◇自己負担 500円
ただし基本健診受診者に対してケンコー！マイレージ
5ポイント還元（500円分）
- ◇受診者への結果通知 医療機関より受診者へ直接郵送
集団健診は結果説明会にて返信

【特定保健指導】

特定健康診査の受診結果により、保健指導対象者に対して、積極的支援・動機付け支援を健康・子育て支援室と連携して実施する。

2. 特定健診プラス【肺プラス】【肺大腸プラス】

- ◇対象者 40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者
- ◇実施期間 令和3年度については名賀医師会と協議
令和2年度は7月～11月 個別健診実施
別途、特定健診がん検診のセット健診、地区集団健診を実施
- ◇受診方法 名張市から送付した受診券により、名張市内の指定医療機関又は集団健診で受診
- ◇検査内容 特定健診検査項目に加えて、肺がん検診、大腸がん検診 等
- ◇周知方法 国保だより、市広報、市ホームページ、ラジオ等により啓発、地域づくり組織と連携して受診率向上の啓発に努める
- ◇自己負担 【肺プラス】900円
【肺大腸プラス】1,500円

令和2年度 特定健康診査・特定保健指導等の取り組みについて

1. 令和元年度実績（法定報告）

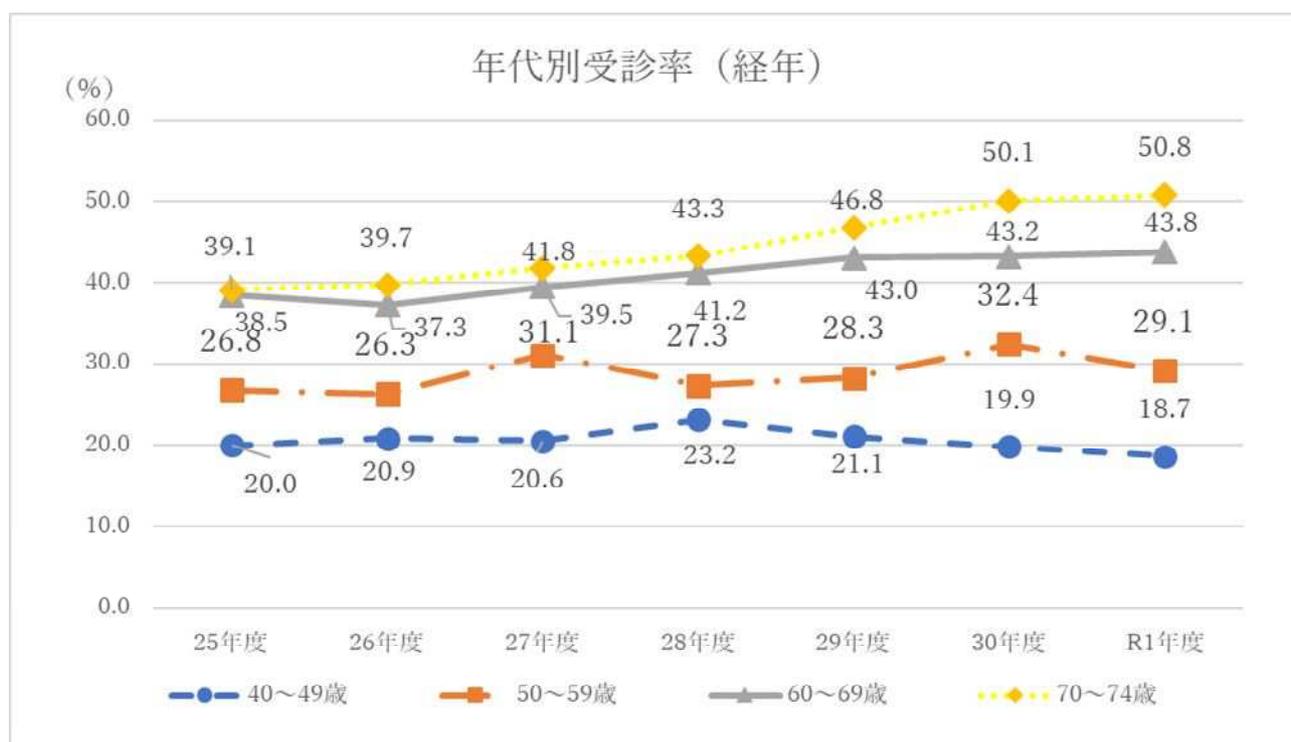
(1) 特定健診受診率

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
対象者数(人)	14,154	14,294	14,145	13,700	13,423	13,012	12,663
受診者数(人)	5,056	5,069	5,332	5,333	5,489	5,511	5,454
受診率	35.7%	35.5%	37.7%	38.9%	40.9%	42.4%	43.1%

(2) 特定保健指導実施率

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
対象者数(人)	733	667	687	580	589	573	519
実施数(人)	103	139	113	91	123	148	111
実施率	14.1%	20.8%	16.4%	15.7%	20.9%	25.8%	21.4%

※ 法定報告:対象者・受診者とも当該実施年度の1年間を通じて加入している者が対象。
(年度途中での加入・脱退等異動のあった者を除いた数)。毎年、11月頃に確定数が発表される。



2. 令和2年度取り組み・実績見込み状況

【取り組み】

- ・ がん検診と特定健診の集団セット健診の実施（全7回）
- ・ 地域での集団特定健診の実施（15地区）
- ・ 特定健診未受診者へ受診タイプ別（毎年受診、まだら受診、一度も受診履歴なし）
受診勧奨通知10月
- ・ 任意による特定健診同等内容の情報提供依頼ハガキの送付2月
- ・ 健診受診者全員へケンコーマイレージ5ポイント付与（500円相当）
- ・ 集団特定健診受診者への結果説明会の実施
- ・ 集団特定健診結果説明会時、特定保健指導、初回面接同時実施
- ・ 医療機関特定健診受診者への結果勉強会の実施
- ・ 特定保健指導の実施
- ・ 糖尿病重症化予防事業受診勧奨通知1月
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業の電話・訪問
- ・ 糖尿病成人症重症化予防事業保健指導の実施
- ・ 地域への委託：生活習慣病予防普及のための人材育成事業委託

【実績見込み】

- ・ 1月請求分での総受診者数 5,537人

◇特定健診総受診者数

年度	特定健診の 総受診者数	うち、特定健診プラス		
		受診者数	受診割合	備考
22年度	3,980人	2,362人	59.3%	特定健診プラスの名称へ。 自己負担額2,000円
23年度	4,005人	2,536人	63.3%	
24年度	5,127人	3,738人	72.9%	自己負担額1,000円
25年度	5,409人	4,117人	76.1%	
26年度	5,461人	4,372人	80.1%	
27年度	5,332人	4,620人	86.6%	
28年度	5,792人	4,786人	82.6%	
29年度	5,715人	4,894人	85.6%	
30年度	6,006人	4,708人	78.3%	
R1年度	5,683人	4,496人	79.1%	自己負担額 肺プラス 900円 肺大プラス 1,500円
R2年度 (1月請求 分まで)	5,537人	4,510人	81.5%	

3. 令和3年度の取り組み予定

- ・ がん検診と特定健診の集団セット健診の実施
- ・ 特定健診肺プラスと肺大プラスの実施
- ・ 未受診者への受診勧奨、啓発を強化
- ・ 地域と協働で特定健診受診率向上への取り組み
- ・ データヘルス計画の推進
- ・ 糖尿病重症化予防事業
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業
- ・ 健康づくりポイント制度の実施

名張市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

(1) 令和2年度国民健康保険税特例措置の延長適用

新型コロナウイルス感染症が市民生活に影響を及ぼし続けている現状に鑑み、令和2年度における国民健康保険税の課税の特例措置を令和3年度についても延長して適用します。

(2) その他上位法令改正に伴う所要の改正

国民健康保険税における均等割額及び平等割額の減額賦課について、算定基準の一部として用いられる基礎控除相当額が引き上げられることに伴い、減額賦課の判定に当たって意図せざる影響又は不利益が生じないように算定基準に調整規定を設けるなど、所要の改正を行います。

2. 改正の内容

(1) 令和2年度国民健康保険税特例措置の延長適用

令和2年3月議会において、国民健康保険税の税額等を引き上げる内容の条例改正を行いました。新型コロナウイルス感染症による事業活動の縮小、休業等の市民生活への影響に鑑み、令和2年度の課税に係る特例措置として、当該引上げを緩和する内容の再改正を行いました。

今回の改正では新型コロナウイルス感染症の収まりが見通せない中、令和3年度の国民健康保険税の課税についても、当該特例措置を延長して適用することとします。

【参考】国民健康保険税の改正経緯（令和2年度以降）

	所得割額	均等割額	平等割額	課税限度額
税額算定基礎	加入者の前年中の総所得額－基礎控除額に対して	世帯の加入者数に応じて（1人当たり）	1世帯当たり	
医療分	7. 12%	23,900円	23,000円	610,000円
	↓	↓	↓	↓
	8. 96%	26,400円	24,200円	
	⇩	⇩	⇩	
	8. 22%	24,600円	23,100円	630,000円

	所得割額	均等割額	平等割額	課税限度額
後期高齢者 支援金分	1. 78%	6,100円	6,000円	190,000円
	↓	↓	↓	↓
	2. 64%	8,600円	8,000円	(改正なし)
	↓	↓	↓	
	2. 58%	8,400円	7,800円	190,000円
介護分	1. 70%	7,700円	4,500円	160,000円
	↓	↓	↓	↓
	2. 30%	9,900円	5,600円	
	↓	↓	↓	
	2. 14%	9,300円	5,500円	170,000円

※ ↓ は、令和2年度以降の国民健康保険税の税率等を引き上げる内容の改正であり、
↓ は、当該引上げを緩和する内容の改正です（令和2年3月議会）。

※ 内の税率・税額が令和2年度の課税に係る特例措置（令和3年度の課税についても延長適用しようとするもの）です。

(2) その他上位法令改正に伴う所要の改正

ア. 基礎控除額の引上げ

平成30年度税制改正においてフリーランスなど様々な働き方に対応する働き方改革を後押しする観点から、個人所得課税の見直しとして、給与所得者等に対して適用される給与所得控除及び公的年金等控除の一部を、令和3年度から全ての者に対して適用される基礎控除に振り替えるよう改められます（給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げます。）。

市町村民税の基礎控除額が引き上げられることに伴い、国民健康保険税の所得割額の算定に用いられる基礎控除額のほか、減額賦課の算定に用いられる基礎控除相当額も同様に引き上げられます。

イ. 減額賦課に係る算定基準の見直し

国民健康保険では、低所得世帯の税負担を軽減するため、給与所得者等の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「総所得金額等」といいます。）が一定額以下の場合には、国民健康保険税のうち均等割額及び平等割額について、それらの額の7割、5割又は2割を減額する措置を講じています。現行の制度では、減額の割合は、市町村民税の基礎控除額（33万円）を援用し、前年中の総所得金額等から判定しています。

上記アの個人所得課税に係る控除制度の見直しに伴い、所得情報を用いている国民健康保険制度等に意図せざる影響や不利益が及ばないよう、関連する政令が一部改正され

ました。すなわち、基礎控除相当額が減額賦課に係る算定基準の一部として用いられていることから、給与所得者等が2人以上いる世帯については、当人の担税力に変化がない場合でも、給与所得控除及び公的年金等控除の引下げにより所得額が増加することで、減額賦課の対象に該当しない場合が生じます。そのような意図せざる影響や不利益を遮断するため、減額賦課に係る算定基準において、被保険者のうち給与所得者等の合計人数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算することとします。

ウ. 減額賦課に係る算定基準

減 額 割 合		7割	5割	2割	
前 年 中 の 総 所 得 金 額 等	現 行	33万円以下	33万円 + (被保険者数 × 28万5千 円) 以下	33万円 + (被保険者数× 52万円) 以下	
	改 正 後	給与所得者等が 1人以下の世帯 (給与所得者等 がない場合を 含みます。)	43万円以下	43万円 + (被保険者数× 28万5千円) 以 下	43万円 + (被保険者数× 52万円) 以下
		給与所得者等が 2人以上の世帯 〔給与収入：55 万円超〕 〔年金支給額：6 5歳未満は60万 円超、65歳以上 は110万円超〕	43万円 + 10万円×(給 与所得者等の数 - 1) 以下	43万円 + (被保険者数× 28万5千円) + 10万円×(給 与所得者等の数 - 1) 以下	43万円 + (被保険者数× 52万円) + 10万円×(給 与所得者等の数 - 1) 以下

3. 施行期日等

令和3年4月1日から施行し、令和3年度分以後の国民健康保険税について適用します。なお、令和2年度分までの国民健康保険税については従前の例によります。